

有料職業紹介基本契約書

(以下「甲」という)とUMCジャストインスタッフ株式会社(以下「乙」という)は、乙が甲に対して行う有料職業紹介及び採用に関するコンサルティング業務(以下「本業務」という)について、以下のとおり契約(以下「本契約」という)を締結する。

(定義)

第1条 本契約における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「有料職業紹介」とは、乙が甲および求職者の申込みを受け、甲と求職者との間における雇用関係の成立を斡旋することをいう。
- (2) 「新規採用者」とは、乙が甲に紹介し甲が採用することを決定した求職者をいう。
- (3) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を識別できる情報(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できる情報を含む)をいう。

(甲の通知・協力義務)

第2条 甲は、本契約の有効期間中、乙の書面での事前の承諾を得ることなく、乙が紹介する求職者と雇用契約締結前に直接連絡を取り、または本契約によることなく当該求職者を採用してはならない。また、乙が求職者を紹介した後に、当該求職者について他の手段により応募があった場合には、乙の紹介による応募を優先して取り扱わなければならない。

- 2 甲は、乙が紹介する求職者に関して自ら選考のうえ、採用するか否かを決定した場合、直ちにその旨を乙を通じて当該求職者に通知するとともに労働基準法第15条に基づき作成される労働条件通知書の写しを乙に対し交付しなければならない。なお、採用することを決定した場合において、次項において予め明示された労働条件から変更(限定、削除または追加を含む)した労働条件によって採用しようとするときには、甲は、当該変更内容について、乙に通知したうえで、自らの責任において速やかに当該求職者に明示しなければならない。
- 3 甲は、有料職業紹介の要望にあたり、乙に対して次の各号の事項を事前に書面、電子メールにより明示する。なお、甲は自己の求める求人像の特定に関して乙に協力するものとし、乙の請求に応じて、求人案件の内容に関する報告や会社案内等の資料提供を行わなければならない。
 - (1) 甲における業務の内容
 - (2) 業務の遂行に必要な資格、適性、能力、技術、知識等の程度、経験の有無
 - (3) その他業務の性質上で特に必要とされる事項および条件

- 4 甲は、乙が紹介する求職者が他企業の求人に応募する場合があることをあらかじめ承認する。

5 甲は、乙が紹介する求職者が在職している企業または在職していた企業に連絡をしてはならない。ただし、甲が乙を通じて当該求職者の承諾を得た場合は、この限りでない。

6 甲は、新規採用者の内定を取り消す場合、乙に通知のうえ、すべて自己の責任において新規採用者との間に発生する紛争を処理する。ただし、内定取消が専ら乙の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。

7 甲は、新規採用者を期間の定めのない雇用形態において雇用する社員として採用した場合において、当該新規採用者が入社後6ヶ月以内に退職(解雇による退職を除く)したときには、当該事実を速やかに乙に報告しなければならない。また、甲は、乙から当該事実の有無について確認を受けた場合、これに協力するものとする。

(乙による有料職業紹介)

第3条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本業務を履行するものとし、甲が提示する諸条件に合致する求職者を紹介するよう努めなければならない

(守秘義務)

第4条 甲および乙は、相手方から開示された営業秘密に類する企業情報および本契約の内容を秘密に保持し、第三者に対して提供してはならず、また、本契約の目的以外で使用してはならない。

2 次の各号のいずれかに該当する情報については、前項の規定を適用しないものとする。

- (1) 相手方から開示を受ける前に、既に自己が保有していた情報。
- (2) 相手方から開示を受ける前に、既に公知または公用となっていた情報。
- (3) 相手方から開示を受けた後に、自己の責によらずに公知または公用となった情報。
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。
- (5) 相手方から開示を受けた情報によらず、独自に開発した情報。

(個人情報)

第5条 甲および乙は、甲が乙の紹介する求職者を採用するか否かにかかわらず、紹介されるすべての求職者の個人情報が法令により保護される対象であることを確認する。

2 乙は、求人条件に何ら関連のない求職者の病歴等の機微な個人情報について、求職者から収集せず甲に対して開示または提供しない。

3 甲および乙は、個人情報を自己の責任による適切な管理のもとに秘密として取り扱い、求職者本人の事前の承諾なくして第三者に提供してはならず、また、本業務以外の目的で使用してはならない。

4 甲および乙は、本業務に必要な範囲を超えて個人情報を加工または複製してはならない。

(報告義務)

第6条 甲および乙は、前二条に規定する情報(以下「秘密情報」という)が漏洩した場合または漏洩したおそれがある場合、直ちにその内容を相手方に報告し、相手方と協議のうえ、適切な対応をとらなければならない。

(契約料金および契約料金の請求)

第7条 本業務において、新規採用者の初年度予定年収(基本給、諸手当、賞与、見込残業代等を含む)の30%をご紹介手数料(消費税別)として契約料金の上限とし、契約料金は採用予定者の能力、経験年数等に応じて、都度甲乙協議のうえ、事前に見積書を提示したうえで決定する。なお、振込手数料は甲の負担とする。

2 乙は、契約料金の発生した日(入社日)の属する月の末日付で、甲に対し、契約料金の支払いを請求する。

3 甲は、乙に対し、前項の請求を行った日の属する月の翌月の末日付で、乙が指定した銀行口座へ振り込む方法により、契約料金を支払うものとする。

(契約料金の見直し)

第8条 新規採用者の入社日から起算して6ヶ月以内に当該雇用契約の変更が行われた場合、甲は、採用決定者の賃金の額の變更に応じて本件契約金額の額を再算定し、その結果が再算定後の本件契約金額が従前額を上回る場合、甲は、乙に対し、その差額(以下「追加契約金額」という)を支払うものとする。

2 追加契約金額の支払いは、前条規定に準ずる。

(採用の決定と通知)

第9条 甲は、乙から紹介された求職者を採用することを決定した場合、乙に対し、直ちに当該新規採用者決定の事実および労働条件(賃金、労働時間、業務内容等、甲と採用決定者が締結する雇用に関する契約書に記載される条件を含むがこれに限らない)を書面、FAXまたはメールにより通知しなければならない。

(短期退職時の契約料金の返還)

第10条 新規採用者が、入社辞退又は自己都合もしくは就業規則違反等の新規採用者の責に帰すべき事由により入社日から起算して6ヶ月以内に退職ないし解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で、退職日30日以内に、甲が指定した銀行口座へ乙が振り込む方法により契約料金を返還するものとする。

入社後1ヶ月未満の場合	契約金額の80%
入社後1ヶ月以上3ヶ月未満の場合	契約金額の50%
入社後3ヶ月以上6ヶ月未満の場合	契約金額の20%
入社後6ヶ月以上	返還額なし

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 甲に各種労働関係法令の新規採用者に対する違反があり、これにより新規採用者の労働環境が明らかに害された場合
- (2) 新規採用者に適用する労働条件が第2条第2項の労働条件通知書の内容と著しく異なる場合
- (3) その他、専ら甲の都合により新規採用者が退職することとなった場合

(法令遵守)

第11条 甲および乙は、求職者を採用・雇用し、または本業務を遂行するにあたり、関係諸法令(労働基準法、労働契約法、職業安定法等)の定める求人者または職業紹介事業者の義務を遵守しなければならない。

2 甲は、乙から有料職業紹介を受けるにあたり、次の各号の場合において年齢、性別等による差別を行わない。

- (1) 求職者の履歴書、職歴書等の提示、面接等によって候補者を選定するとき
- (2) 求人条件および内容を提示するとき
- (3) 求職の意志等の確認および求職者の選考を行うとき

(反社会的勢力の排除)

第12条 甲および乙は、自己が次の各号の一に該当しないこと、および今後もこれに該当しないことを表明・保証し、相手方が各号の一に該当した場合、または該当していたことが判明した場合には、別段の催告を要せず、即時に全取引を停止し、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下、あわせて「反社会的勢力」という)であること。
- (2) 役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること。
- (3) 親会社、子会社(いずれも会社法の定義による。以下同じ)または本契約の履行のために再委託する第三者が前二号のいずれかに該当すること。
- 2 甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合、別段の催告を要せず、即時に全取引を停止し、本契約を解除することができる。
 - (1) 相手方に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、または相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
 - (2) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害すること。
 - (3) 相手方に対して法的な責任を超えた不当な要求をすること。
 - (4) 反社会的勢力である第三者をして前三号の行為を行わせること。
 - (5) 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
 - (6) 親会社、子会社または本契約の履行のために再委託する第三者が前五号のいずれかに該当する行為を行うこと。

- 3 甲および乙は、前二項により取引を停止または本契約を解除されたことを理由として、相手方に対して、損害の賠償を請求することができない。
- 4 第1項または第2項の各号に定める行為により損害を被った当事者は、相手方に対して、その損害の賠償を請求することができる。

（解約）

- 第13条** 甲または乙は、相手方が本契約の定めに違反した場合において、その違反の是正を要求したにもかかわらず、その要求の日から14日以内に相手方の違反が是正されないときには、書面による通知により本契約を解約することができる。
- 2 甲または乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解約することができる。
- (1) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て等を受けた場合。
- (2) 民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始、特別清算手続開始等の申立てを受け、または自ら申立てた場合。
- (3) 正当な理由なく公租公課を滞納して差押えを受けた場合。
- (4) 財産上の信用にかかわる担保権の実行があった場合。
- (5) 手形、小切手を不渡りとしたとき、または支払停止もしくは債務超過となった場合。
- (6) 法人を解散した場合。ただし、あらかじめ相手方が書面による承諾をしたときには、この限りでない。
- (7) 乙が関連諸法令に違反し、事業の許可を取り消されもしくは事業停止命令を受け、またはその有効期間の更新ができなかった場合。
- (8) その他前各号に準ずる行為があった場合。

（期間）

- 第14条** 本契約の有効期間は、契約締結日から20年 月 日から20年 月 日までの1年間とする。なお、甲乙いずれからも有効期間満了の1ヵ月前までに書面による解約の申し出がない場合は、更に1年間本契約を更新するものとし、以後も同様とする。
- 2 本契約終了後においても、第4条、第5条、第6条、第11条、第12条第3項・第4項、第15条および本項はなおも効力を有する。また、本契約終了時点において、乙が甲に紹介し既に甲における選考が開始している求職者に関しては、本契約の各条項が適用されるものとする。

（紛争解決）

- 第15条** 本契約に定めない事項または本契約の解釈に関して疑義のある事項については、甲および乙は誠意をもって協議のうえ解決する。万一協議が調わない場合は、訴訟に応じ、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年	月	日
甲	乙	
法人名（屋号）	UMCジャストインスタッフ株式会社	
住所	埼玉県さいたま市見沼区東大宮五丁目4 4 番地 1	
役職・締結者名	代表取締役社長	落合 紀孝